

(様式第1号の3)(第6条関係)

移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県及び飯山市から求められた場合には、これに応じます。
- 2 飯山市U I J ターン就業・創業移住支援事業交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合
交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から、市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合
交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合
交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 移住支援金の申請日から、市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合
交付を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 3 市長は、移住支援金の申請日から5年を経過するまでの間、申請日から1年ごとに、受給者の就業先である企業等に継続就業の確認をすることについて同意します。
- 4 市長は、移住支援金の申請日から5年を経過するまでの間、申請日から1年ごとに受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認することについて同意します。

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住所

署名

印